

第1回 大阪府堺市地域医療構想部会 概要

日時：平成27年11月25日（水）14:00～15:15
場所：堺市役所 本館6階 健康部会議室

■議題 「地域医療構想の策定について」

（資料に基づき、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課から説明）

（資料1）大阪府地域医療構想（第4章・第5章1～3（案））

（主な質問・意見等）

- 慢性期必要病床数の推計方法、特例（パターンC）の目標年次は2030年であるが、必要病床数の目標達成は2025年までという認識でよいか。
- 地域包括ケア病棟は、病床機能報告においてどの分類となるのか。
- 慢性期病床のパターン選択について、大阪府の選択に妥当性はあるのか。
- 必要病床数について、病床稼働率の変化を含める社会情勢の変動等により数字の見直しが必要な場合もあるかと思うが、検討することはできるのか。
- 地域医療構想とは、あくまで行政が考える方向性であり、必要病床数に過剰、不足があっても、民間病院に対して病床機能転換を強制させることや義務を負わすことはないものという認識でよいか。

（主な大阪府の回答）

- 慢性期必要病床数の特例（パターンC）については、2030年を推計したうえで、比例的に逆算して2025年度に置き換えた数値を目標としている。
- 地域包括ケア病棟については、各医療機関の判断で病床機能報告されている。次年度以降、部会の議論においては、その状況も示して議論いただきたいと考えている。
- 慢性期必要病床数のパターン選択については、地域医療構想策定ガイドラインに基づき、都道府県が選択することとされている。今回の推計が2013年度の実績を発射台にして人口増加割合を掛け合わせていることに鑑みれば、現状の病床機能報告数を踏まえて推計していくことは理由があると思う。
- 病床稼働率については、省令で決まっており、府で独自の数値を用いることはできない。検証は、参考として独自に行ったもの。地域医療構想策定ガイドラインでは、医療環境の変化などがあれば、医療需要・必要病床数の見直しを行うことも想定されている。
- 堺市医療圏においては、2023年に近畿大学医学部附属病院の移転が予定されているが、その具体的な医療内容の情報がないため、本構想には反映していない。
- 協議の場においては、民間も公立もない。地域医療構想策定ガイドラインでは、公立病院に命令、民間病院に要請できることになっているが、これは調整がつかない場合の最終的な手段である。まずは、足りていないところをどうするかという議論を進めてもらいたい。